



志 監 第 47 号
平成31年 2月20日

志 布 志 市 議 会 議 長	西江園	明	
志 布 志 市 長	下 平 晴 行		
志布志市教育委員会教育長	和 田 幸一郎		
志布志市選挙管理委員会委員長	立 山 芳太郎		様
志布志市農業委員会会長	山 下 昭 一		
志布志市水道事業志布志市長	下 平 晴 行		

志布志市監査委員	嶋 戸 貞 治
志布志市監査委員	玉 垣 大二郎



平成30年度定期監査の結果に関する報告について (提出)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 4 項の規定により実施した平成 30 年度定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により提出します。

1 監査の期日

平成30年10月30日から平成31年2月6日まで

2 監査の対象

対象課等名	実施日
議会事務局	平成30年11月19日
総務課	平成30年11月30日
財務課	平成30年11月30日
企画政策課	平成30年11月28日
情報管理課	平成30年11月27日
港湾商工課	平成30年11月16日
税務課	平成30年11月19日
市民環境課	平成30年11月14日
福祉課	平成30年11月15日
保健課	平成30年11月29日
農政畜産課	平成30年11月26日
耕地林務水産課	平成30年11月27日 平成31年2月5日
建設課	平成30年11月28日 平成31年2月5日・6日
松山支所総務市民課	平成30年10月30日 平成31年2月5日
松山支所産業建設課	平成30年10月31日 平成31年2月5日
志布志支所地域振興課	平成30年11月2日
志布志支所市民税務課	平成30年11月1日
志布志支所福祉課	平成30年11月7日
志布志支所産業建設課	平成30年11月2日 平成31年2月6日
会計課	平成30年11月21日
教育総務課	平成30年11月7日 平成31年2月5日・6日
学校教育課	平成30年11月1日
生涯学習課	平成30年11月6日 平成31年2月6日
教育委員会事務局松山分室	平成30年10月30日
教育委員会事務局有明分室	平成30年11月19日
選挙管理委員会事務局	平成30年11月30日

監査委員事務局	平成 30 年 11 月 19 日
農業委員会事務局	平成 30 年 10 月 31 日
水道課	平成 30 年 11 月 22 日 平成 31 年 2 月 5 日

3 監査の主眼及び方法

監査は、平成 30 年度の財務に関する事務（工事等の現地確認を含む。）の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかを主眼として行った。

監査方法は、所定の監査資料、各課局等の関係書類及び諸帳簿を確認しながら、次の事項に重点を置いて実施した。また、工事現場等に出向いて関係職員から説明を受け、現地検証を実施した。

- (1) 予算及び事業の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理は、法令等に従って適正に行われているか。
- (3) 収入の確保が適正に行われているか。
- (4) 違法又は不当な支出及び不経済な支出が行われていないか。
- (5) 前回の監査における指摘事項等に対する措置等が行われているか。

4 監査の結果及び意見

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、所定の監査調書と関係諸帳簿、証拠書類などと照合、点検したところ、おおむね適正に執行、処理されていると認めた。

また、事務事業の執行についても、法令、条例、規則、規程等の定めるところに従い全般的に効率的な執行と管理が行われ、おおむね所期の成果をあげていると認めた。

収入事務のうち、公有財産の使用許可においては、継続分に係る事務処理について、定期監査時においても処理の出来ていない課が見受けられた。申請件数等の違いもあるが、事前に更新時期は把握できることから、計画的に準備を行い、処理に遅延が生じないように事務改善を図るとともに、課内においても事務の進捗状況を把握し、会計年度内に収入漏れがないよう留意されたい。

予算の流用及び充用については、ほとんどが適正に処理されていたが、定期監査時において数か月遡った流用が 1 件見られた。このことは、事業が執行されているにもかかわらず支出負担行為が起票されていないなど、予算執行が適正に行われていないことが要因の一つであると考えられる。今後このようなことがないように、適切な予算編成及び計画的な予算の執行に努められたい。

補助金等交付事務についても、例年、その事務処理について意見を述べているが、今年度においても、補助金等交付申請に係る添付書類の精査ができておらず、予算書の備考欄に記載のないものや、必要書類が不足しているものが散見された。補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないのかなどの審査が十分に行われないうまま交付決定がなされることがないように、手続きにつ

いては、適正かつ慎重に行われたい。また、補助金の適正化を図るため、事務処理マニュアルの作成について平成28年度より述べているが、いまだ整備されていない状況であるので、早急に対応されたい。

次に述べる事務については、改善や是正を要する事項が見受けられたので、善処されたい。

なお、軽微な注意事項については、監査の際に口頭で注意し、文書にて通知するので記述からは省略した。

(1) 各課等に共通する事項

ア 補助金等交付申請に係る添付書類について、収支予算書等の内容が適切に記載されていないものを受理し、補助要件に該当するか等の内容の精査が行われていない。

イ 見積徴収に係る文書で、消費税相当額の記載方法が「見積もった金額の108分の100に相当する金額」となっておらず、「消費税額」と記載されたものが散見された。

ウ 課税事業者・免税事業者届出書のない契約書が散見された。

エ 調定及び支出負担行為書の起票が遅延している。

オ 様々な文書において、修正テープ及び砂消しゴムの使用並びに鉛筆書きによる修正が散見された。

カ 休暇の取得、週休日の振替等の誤りが散見された。

(2) 各課における指摘事項

課等名	事項の内容
耕地林務水産課	森林管理道開設事業（御在所岳線開設）に伴う用地取得費の執行において、不足の予算が生じているにもかかわらず用地取得に係る契約を行い、その後数か月遡って予算の流用をしている。
学校教育課	外国語指導助手及び嘱託職員の勤務形態に伴う、通勤費用相当額と費用弁償の支給方法について、検討を要する。
生涯学習課	志布志市体育協会補助金及び志布志市スポーツ少年団本部補助金において、下部団体の予算等についての精査がなされていないとした前回の定期監査指摘事項に対し、主管課より平成30年5月18日付け志生第107号において、措置を講じた旨通知があったが、今年度においても、予算書がない団体や、予算書の備考欄が不明瞭な団体が見られるなど、いまだ下部団体の予算等についての精査がなされていない。

(3) 各課等における注意事項

課等名	事項の内容
議会事務局	軽微事項のみ。
総務課	休暇の取得、週休日の振替等の誤りが散見されたため、周知を図られたい。 交通安全母の会補助金において、補助団体と下部組織の収支予算書の内容に整合性がとれていない。
財務課	普通財産の無償貸付けについて、検討を要する。
企画政策課	軽微事項のみ。
情報管理課	軽微事項のみ。
港湾商工課	創業支援事業補助金で、収入に補助金の記載がない収支予算書を受理している。
税務課	軽微事項のみ。
市民環境課	共同墓地管理補助金で、申請書類の内容の精査がされていない(利用者名簿に住所の記載がない、故人の名がある等)。 切手受払簿の整理がされていない。
福祉課	免税事業者との委託契約において、消費税相当額についての契約内容が精査されていない。 滞納繰越調定の時期を誤っている(児童扶養手当返納金)。
保健課	軽微事項のみ。
農政畜産課	各種補助金の交付決定にあつて、申請書類の内容の精査がされていない(予算書の摘要欄の記載のないものが散見される等)。また、実績報告においては、請求書ではなく支払い状況が確認できる領収書等の写しを受理されたい。 畜産施設整備支援事業補助金で、市税等を滞納していないことの確認を行っておらず、補助事業者の対象要件の確認が不十分である。また、事業の委託先の選定方法が不適切なものがある。
耕地林務水産課	多面的機能支払交付金事業補助金で、申請書に事業計画書の添付がないものを受理している。
建設課	道路占用料が未納である。
松山支所総務市民課	志布志市単位老人クラブ運営事業補助金で、申請書に事業計画書、収支予算書の添付がないものを受理している。

松山支所産業建設課	<p>普通財産の貸付けに係る貸付料及び道路占用料の調定の起票が遅延し、また、貸付料等が未納である。</p> <p>公有財産の貸付等に係る調定日を誤っている。</p>
志布志支所地域振興課	<p>普通財産の貸付け（居住用住宅）に係る貸付料の一部の算定方法について、他の居住用住宅との整合性がとれていないため、検討を要する。</p>
志布志支所市民税務課	<p>行政財産使用許可に係る調定日を誤っている。</p>
志布志支所福祉課	<p>志布志市単位老人クラブ運営事業補助金で、補助金の額を誤った収支予算書を受理している。</p>
志布志支所産業建設課	<p>道路占用許可に係る事務手続きが遅延している。</p>
会計課	<p>予定価格調書が手書きとなっていない。</p>
教育総務課(学校給食センター含む)	<p>軽微事項のみ。</p>
学校教育課	<p>全国中学校体育連盟主催全国大会出場補助金で、支出の額を誤った収支予算書を受理している。</p>
生涯学習課（図書館含む）	<p>軽微事項のみ。</p>
教育委員会事務局松山分室	<p>行政財産使用許可に係る事務手続きが遅延している。</p> <p>行政財産使用許可申請がないまま使用させている。</p> <p>契約更新に係る事務手続きが遅延している。</p>
教育委員会事務局有明分室	<p>行政財産使用許可に係る使用料について、減免申請書がなく免除している。</p>
選挙管理委員会事務局	<p>特になし。</p>
監査委員事務局	<p>特になし。</p>
農業委員会事務局	<p>軽微事項のみ。</p>
水道課	<p>入札・契約運営委員会を経ないで、委託契約を行っている（蓬原中野試掘調査業務委託及び久保園水源地ポンプ槽清掃防水業務委託）。</p> <p>30万円を超える契約で予定価格調書を作成していない。</p> <p>130万円以下の工事について、随意契約を行っているが、財務課が示す契約事務要領に基づき、電子入札システムにより執行されたい。</p>

(4) 工事施工状況確認の結果及び意見

平成30年度に施工された請負工事の中から、8課43工事（21施工箇所）を抽出

し、平成31年2月5日及び同月6日に工事現場の実査を行った。

工事現場では、周辺環境に配慮し、安全管理に努めており、おおむね良好な施工状況であった。

工事中の施工箇所については、今後、天候にも左右されることが考えられることから、工程管理には十分留意されたい。

状況確認の結果、抽出した対象工事は、指摘に該当するような大きな問題点もなく、おおむね良好であることを認めた。

5 むすび

以上が監査の結果である。

事務処理全般を通して、これまでの注意事項について改善の報告があるものの、同じ事項の誤りが散見された。このことは前例踏襲により事務を執行し、法令、条例、規則、規程等の認識不足があることが原因の一つであると考えられる。

中でも、公有財産の使用許可等に係る収入事務については、例年その事務処理について意見を述べているが、いまだ事務処理上の不備が繰り返されている。平成33年度から一本算定となる普通交付税については段階的な縮減で交付額が年々大幅に減少する中、職員一人ひとりが市の厳しい財政状況を把握し、歳出予算の抑制とともに適正な歳入予算の確保についても確実に取り組まれない。

各課において定期監査の結果を真摯に受け止め、同じような注意を繰り返し受けることがないように、事務の根拠となる法令等を再度確認するような体制を整備し、業務のマニュアル化やチェック体制の見直し等、事務執行の適正化に努められたい。また、各事務の所管課においては、その取扱い等について適時周知し、全庁的に適正で効率的な事務改善へ取り組みを図られたい。